和良簡易水道配水管布設21-2工事

機械電気計装設備工事

特　記　仕　様　書

平成２１年度

郡　　上　　市

１．総則

①一般共通事項

(1)本工事は、この仕様書、設計書及び図面に基づき郡上市（以下発注者）工事施工規則その他当該規則に準じ、和良簡易水道　鹿倉配水池機械電気計装設備工事を行うものである。

(2)請負者は、本工事設計図書に明記してないものでも本設備の目的・機能保安及び法規上　必要なものは、すべて請負者の負担で整備する。

(3)請負者は、本工事設計図書に疑義が生じた場合は、発注者と速やかに協議し適切な処理を行わなければならない。

(4)請負者は、水道施設及び水処理施設に係る技術並びに電気計装設備に係る技術を十分習得した技術者を主任技師及び現場代理人と定め、現場に常駐することを義務づける。なお、これら技術者が不適と判断した場合は、直ちに変更すること。

(5)請負者は、工事期間中に構造物、あるいは建設中の構造物を損傷あるいは汚染した時は速やかに復旧又は弁償しなければならない。

(6)請負者は、工事期間中あるいは完成後も本工事に起因すると判断される第三者損傷は、すべて請負者の責任で速やかに対処しなければならない。これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

(7)工事竣工引渡しまでの機器類一切の納品物品の保管管理責任は、すべて請負者にある。但し、天災地変の不可抗力の災害と判断される場合は別途協議する。

(8)本工事に係る官公庁手続業務の代行を請負者は一切行う。

(9)使用資材はすべて承認図を提出し、承認を受けること。

(10)本工事は『工事仕様書』および下記に従って、施工しなければならない。

『岐阜県建設工事共通仕様書』

『電気設備工事共通仕様書』

『電気設備工事標準図』

『機械設備工事共通仕様書』

『機械設備工事標準図』

②材　　料

(1)本工事において使用する機器・材料等はすべて各規格に適合するものでなければならない。

1）　日本工業規格（ＪＩＳ）

2）　電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）

3）　日本電機工業会規格（ＪＥＭ）

4）　岐阜県（5）　建設工事共通仕様書

6）　上水道工事標準仕様書（日本水道協会）

7）　日本電信電話㈱仕様

8）　電気設備技術基準（通産省令）

9）　内線規定（電気技術基準調査委員会編）

10）　電気設備工事共通仕様書（営繕協会編）

11）　日本水道協会規格

12）　労働安全衛生諸規準

13） 日本電線工業会規格（ＪＣＳ）
14） 日本照明器具工業会規格（ＪＩＬ）
15） 電子機械工業会標準規格（ＣＥＳ）

(2)上記規準に該当しない製品・材料を使用する場合は、見本を提出し、検査して合格したものを使用する。材料検査、工場試験等に要する費用はすべて請負者の負担とする。

③試験検査及び試運転

(1)使用する機器類は、製作完了後製造工場で規定の社内試験を行う。その後、工場立会検査を行うが、これについては別途指示する。

(2)使用する機器類は、工場試験及び立会試験に合格したものを現場に搬入し、据付を行う。

(3)納入機器の据付完了後は直ちに現場調整を行い、各端末機器のテスト及び総合組合せテストを行う。これらのテストが完了後、現場立会検査・官公庁立会検査を受け、これらのテストに合格したもので最終仕上げを行い、引渡しできるようにすること。

(4)請負者は、試験検査及び試運転に要する一切の費用を負担するものとする。

④据付配管配線工事

(1)現場に搬入された機器類は､据付承認図に基づいて所定の位置に据付､配管配線工事を行うこと。

(2)機器類の据付は、耐震性能を考慮し基礎ボルト、ずれ止め等十分に考慮すること。なお、機器類の据付位置は取扱い、維持管理等の都合で現地変更することもあるが、これに要する費用は別途協議する。本工事完成後であっても、施工図書等、発注者が必要と認め請求したものは、請負者の負担において提出すること。

(3)工事期間中､隣接建物･道路･フェンス類に損傷を与えないよう十分養生しなければならないが、もし発生した時は速やかに対処すること。都合によって深夜作業を命ずることがある。

(4)工事完了に際しては完全な後片付け・清掃を実施し、監督員の承認を受けること。

(5)工事写真は管類及び電線類、それぞれ判別ができるように黒板を入れて撮影し、整理すること。機器類の据付に対しても同様とする。

⑤雑　　則

(1)請負者は、下記の図書を提出するものとする。

1）	契約書	1部
2）	工事工程表	2部
3）	主任技術者及び現場代理人届（経歴書添付）	1部
4）	着工届	1部
5）	製作組立、据付等承認図及び決定図	3部
6）	構造及び取扱説明書	3部
7）	完成図	1部
8）	打合せ議事録	1部
9）	竣工図（硬表紙製本）	3部
10）	竣工図、工場及び現場試験成績表、各種検査合格証	
11）	取扱説明書	

12)　工事写真（カラー写真をアルバムに整理する。）　　１式

13)　その他指定する図書　　指定部数

(2)請負者は、契約業務が完了後、直ちに監督員と詳細仕様の打合せを行い細部決定し、工事の進捗を促さなければならない。

(3)請負者は、工期を遵守し、いかなる場合も遅延してはならない。天災・地変その他請負人の責に帰すことができないと判断した場合を除いて、すべて請負者が責任をとる。

(4)請負者が納入した機器が、商用運転開始後２年以内に事故・欠陥を生じた場合は、発注者の判断に従い、無償にて新品と取替、又は補修するものとする。

2.工事の目的・概要

本工事は、和良簡易水道事業に基づいて水道施設整備を行うもので、施工期間は平成 21 年度とする。

・仲井野減圧水槽　電気計装設備工事　　１式

3.工事場所

郡上市　和良　　地内

4.機械・電気計装工事

①構成

(1)機器の構成

＜仲井野減圧水槽＞

1)配水流量計　　１組

(2)工事の構成

1)機器類据付

2)配管据付

3)電気配線

②機器仕様

(1)配水流量計

1)目　　的　　配水流量の測定を目的に指示，積算を行うものとする。

2)数　　量　　１組

3)計　測　器　　電子式水道メーター７５mm

4)構　　成　　電子式水道メーター　　１台

受信器　　１台

5)電子式水道メーター仕様　［検出器］

口　　径　　７５mm

ﾌﾗﾝｼﾞ規格　　上水７．５K

電　　源　　リチウム電池，電池寿命約８年

表　　示　　積算値、瞬時流量、故障
付　　属　　専用ケーブル
［受信器］
電　　源　　リチウム電池，電池寿命約８年
表　　示　　積算値、瞬時流量、故障

③工事

(1)計装機器据付

本工事では次の機器類を対象に据付を行う。

＜仲井野減圧水槽＞

1)配水流量計　　１組

(2)配管据付

本工事では次の項目を対象に据付を行う。

＜仲井野減圧水槽＞

1)配管材料　　ＳＵＳ３０４
フランジ規格　　７５mm：水道規格７．５Ｋ

2)範　　囲　　配水流量計室内の埋め込み配管を含む配管

(3)電気配線

電気配線は各機器所定の目的に応じ配線を行うものとし、詳細は図面によるものとする。

④取扱説明

・ 請負人は、本工事が完成し、郡上市に引き渡す際、本工事に用いた機器、装置等の取扱説明書を提出するものとする。
・ 請負人は、本工事が完成し、引き渡しが完了した後でも、本工事によって導入される施設ならびにシステムと、その操作運用に関する郡上市職員の問い合わせある時は、誠意を持ってこれに答えるものとする。

５．試験・検査

①試験

機器材料の製作完了後、製作工場において下記試験及び検査を行うこと。

（1） ＪＩＳ等に定められた試験法のあるものは、それに従うこと。

（2） 外観寸法検査

（3） 塗装検査（色見本による比較及び指（4） 定色の確認）

（5） 性能試験

（6） 動作試験

（7） その他係員が必要と認めた試験

②現場試験

機器材料の据付及び配線工事完了後、下記の現場試験を行うこと。なお、試験成績表を係員に提すること。

（1） 据付検査

外観・寸法検査、締め付け、振動、騒音検査

（2） 実流試験

実流試験性能試験を実流試験で行い、電流等確認のこと。

（3） 導通試験

導通試験電源の断線及び誤接続などの有無を調査すること。

（4） 絶縁試験

１）各屋内配線に対する絶縁試験

２）地中配線に対する試験

（5） 接地試験

接地試験はそれぞれ接地ごとに接地抵抗値を測定すること。

③動作試験

前項の各試験終了後、次の試験を行うこと。

（1） 電圧の適否

（2） 配線機器の動作の良否

（3） 各機器の性能の良否

（4） 配線、配電盤、各機器の漏電の有無

（5） その他通電により不（6） 都合を生ずる恐れの有無

④雑則

（1） 上記の試験及び検査の結果、不良個所があれば指定の期日内に手直しを行い、手直し完了後、係員立会のもとに再試験を行うこと。

（2） 各試験は、電気設備技術基準、内線工事規定及びその他の関係法規に基づき行うこと。

（3） 立会試験については、事前に検査依頼書を係員に提出し、承諾を得ること。

（4） 立会時の各試験報告書を３部監督員に提出すること。

（5） 試験用機器及び試験に必要な一切のもの及びそれに要する消耗品費などは全て請負者の負担とする。但し、現場における据付後の試験に要する水は当市において支給する。

６．付則

①保守契約

本設備機器の保守契約は、２ケ年を経過した場合は別途契約する。但し、保証期間（２ケ年）中は本契約に含むものとする。

②精算図書の作成

精算図書（図面、数量計算書等）の作成は請負者が負うものとする。

③当市の指定する提出図書

着工届、主任技術者選択届、現場代理人届等の一切の届出書類。

④付属品の取扱い

本契約にて納入される機器の付属品は、本仕様書に記載なきものといえども製作者側にて必要と認めたものは全て納入する義務がある。

⑤予備品の取扱い予備品のリストにより、予備品収納箱に入れて納入する。

⑥講習会の開催

本機場及び関連装置については、特に請負者の費用にて講習会を実施、取扱保守、保安について十二分に技術を習得させねばならない。

⑦据付・配線工事施工範囲の確認を行い、施工分について諸手続きを行うこと。

⑧外注先の承認請負者は、外注先一覧表を作成し、承認を得るものとする。

⑨NTT 専用及び一般回線の申請手続き、費用はすべて請負者が負うものとする。

⑩商用運転試験中の保守

商用運転試験中は、現場代理人，試験責任者を常駐させ、機器の取扱指導及び全ての試験記録を作成し、保守を行い、異常なきを確認せねばならない。期間は１週間以内とする。

⑪他工事との調整

同現場にて別途発注工事との調整・打合せを十分に行い、現場作業をすすめること。